

改正	平成22年3月26日規則第23号	平成27年5月29日規則第34号
	平成29年3月31日規則第26号	平成31年3月19日規則第12号
	平成31年3月29日規則第20号	令和元年6月25日規則第6号
	令和3年3月30日規則第32号	令和6年3月25日規則第12号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の施行について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、法、令及び施行規則並びに建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「基準法施行規則」という。）で使用する用語の例による。

一部改正〔平成31年規則20号〕

(特定建築物の建築等の計画に関する適合通知の申出)

第3条 法第17条第1項の認定の申請をする者は、適合通知を受けるよう知事に申し出る場合にあっては、施行規則第8条の申請書及び基準法第6条第1項（基準法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書に、適合通知申出書（第1号様式）を添えて、これらを知事に提出しなければならない。

(構造計算適合性判定等)

第4条 前条の規定による申出を行う者は、適合通知を受けようとする特定建築物の建築等の計画が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める書面を施行規則第8条の申請書に添えなければならない。

- (1) 基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する場合 同条第7項の適合判定通知書又はその写し
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する場合 同条第6項の適合判定通知書又はその写し
- 一部改正〔平成22年規則23号・27年34号・29年26号・令和6年12号〕

(認定を受けた計画の変更認定申請等)

第5条 法第18条第1項に規定する計画の変更の認定（以下「計画変更の認定」という。）の申請をしようとする認定建築主等は、計画変更認定申請書（第3号様式）の正本及び副本に、それぞれ施行規則第8条に規定する図書のうち当該計画の変更に係るもの及び施行規則第10条第2項の通知書（以下「認定通知書」という。）の写しを添えて、これらを知事に提出しなければならない。

2 前項の認定建築主等は、当該申請に併せて適合通知を受けるよう申し出る場合は、同項に規定する書類及び図書並びに基準法施行規則第1条の3第1項の申請書の正本1通及び副本1通に、適合通知申出書を添えて、これらを知事に提出しなければならない。

3 施行規則第11条の軽微な変更を行おうとする認定建築主等は、軽微な変更報告書（第4号様式）に認定通知書の写しを添えて、これらを知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成27年規則34号〕

(事業完了の報告)

第6条 認定建築主等は、認定特定建築物の事業が完了したときは、速やかに、事業完了報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成31年規則20号〕

(申請の取下届)

第7条 法第17条第1項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)又は法第22条の2第1項(同条第5項において読み替えて準用する法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請又は計画変更の認定(法第22条の2第5項において準用する法第18条第1項に規定する計画の変更の認定を含む。)の申請を行った者は、当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成31年規則20号〕

(事業中止届)

第8条 認定建築主等は、認定特定建築物の事業を取りやめたときは、速やかに、事業中止届(第7号様式)に認定通知書(計画変更の認定を受けた場合にあっては、認定通知書及び計画変更の認定の通知書)を添えて、これらを知事に提出しなければならない。

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての特例の認定申請)

第9条 法第23条第1項の規定による認定を受けようとする者は、特例認定申請書(第8号様式)の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを知事に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、エレベーターの位置、敷地内の通路の位置及び幅(当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)、敷地内の通路に設けられる手すりの位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、階段の位置、幅及び形状(当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。)、傾斜路の位置、幅及び縦断勾配(当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。)、申請に係るエレベーターの位置、申請に係るエレベーター以外のエレベーターその他の昇降機の位置、車いす使用者用便房のある便所の位置、車いす使用者用客室の位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、車いす使用者用浴室等の位置、案内設備の位置並びに施行規則第14条第2号に規定する申請に係るエレベーターのかご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置の位置
エレベーターの構造詳細図	縮尺並びにかご、昇降路及び乗降ロビーの構造(かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。) 施行規則第13条第2号に規定する昇降路の出入口の構造及び昇降路を構成する主要構造部の構造 施行規則第14条第2号に規定する乗降ロビーからかご内の車いす使用者を容易に覚知できるエレベーターの構造並びにかご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置の位置及び構造
構造伏図、軸組図及び構造詳細図	申請に係るエレベーターの設置により構造耐力上の影響を受ける壁、柱、床及びはりの位置、寸法及び仕様
構造計算書	施行規則第13条第1号に規定する構造耐力上安全な構造であることを示す構造計算の結果及びその算出方法

(特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項の報告)

第10条 建築主等は、法第53条第3項の規定により知事から報告を求められたときは、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況の報告)

第11条 認定建築主等は、法第53条第4項の規定により知事から報告を求められたときは、認定特定建築物(認定協定建築物)(建築等)状況報告書(第10号様式)又は認定特定建築物(認定協定建築物)(維持保全)状況報告書(第11号様式)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成31年規則20号〕

(認定協定建築主等についての準用)

第12条 第5条第1項及び第3項、第6条、第8条並びに第11条の規定は、法第22条の2第5項に規定する認定協定建築主等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	法	法第22条の2第5項において準用する法
	第8条	第12条の3第1項
	図書	写し及び図書
	第10条第2項	第12条の7第2項
第5条第3項	第11条	第12条の8
第6条	認定特定建築物	法第53条第5項に規定する協定建築物(以下「認定協定建築物」という。)
第8条	認定特定建築物	認定協定建築物
第11条の見出し	認定特定建築物	認定協定建築物
第11条	第53条第4項	第53条第5項

追加〔平成31年規則20号〕

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成31年規則20号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日規則第23号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月29日規則第34号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第26号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日規則第12号)

1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (平成31年3月29日規則第20号)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。(後略)

2 第2条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第3号様式から第7号様式まで、第10号様式及び第11号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (令和元年6月25日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の建築基準法施行細則第6号様式及び第19号様式並びに第4条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第8号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年3月30日規則第32号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正前の各規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和6年3月25日規則第12号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

（第3条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号〕

第2号様式 削除

削除〔平成27年規則34号〕

第3号様式

（第5条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・20号・令和3年32号〕

第4号様式

（第5条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・20号・令和3年32号〕

第5号様式

（第6条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・20号・令和3年32号〕

第6号様式

（第7条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・20号・令和3年32号〕

第7号様式

（第8条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・20号・令和3年32号〕

第8号様式

（第9条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・令和元年6号・3年32号〕

第9号様式

（第10条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号〕

第10号様式

（第11条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・20号・令和3年32号〕

第11号様式

（第11条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・20号・令和3年32号〕